

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 令和3年度予算概算要求が示される（厚生労働省等）…………… 1
- ◆ 「社会福祉を支える皆様へ」（ビデオメッセージ）の配信開始  
（全国社会福祉協議会）…………… 6
- ◆ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第七報）」（厚生労働省）…………… 7
- ◆ 『保育の友』8・9月号のご案内（全国社会福祉協議会 出版部）…………… 8

## ◆令和3年度予算概算要求が示される（厚生労働省等）

令和2年10月1日、厚生労働省は令和3年度予算概算要求について公表しました。

全体として令和2年度予算、補正予算と同様の内容となっており、それ以外の新型コロナウイルス感染症対策などの多くは事項要求となっており、予算編成過程で検討されます。

主な課題としては、令和2年度末までの「子育て安心プラン」に換わる新プランにおいて、施設型給付費、委託費（保育所等運営費）等の財源をどこから確保するのかという点と、さらに、新型コロナウイルス感染拡大による景気減速の影響との関係で引き下げの可能性が高いとされている人事院勧告の状況にどのように対応するのかという点の2点があります。

新型コロナウイルス対応等の状況をみながら、政府予算案を決定する年末までの動きに、引き続き注視していく必要があります。

保育関連の内容についての詳細は、別添資料No.1をご参照ください。

## 令和3年度 保育関係予算概算要求の概要

令和3年度概算要求 厚生労働省 1,064億円＋事項要求(令和2年度予算1,063億円)  
内閣府 1兆8,656億円(令和2年度予算1兆8,656億円)

### 「保育の受け皿整備・保育人材の確保等に向けた取組の推進」

#### 1. 新型コロナウイルス感染症要望枠【事項要求】

##### (1) 保育環境改善等事業【事項要求】

②令和2年度に引き続き、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)を支援する。

##### 2. 環境改善事業(設備整備等)

④安全対策事業 ※新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を追加  
1施設当たり500千円以内(国10/10)

##### (2) 保育士・保育現場の魅力発信事業【新規＋事項要求】

##### (3) 保育所等におけるICT化推進等事業【新規＋事項要求】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり1,000千円

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり150千円

##### (4) 保育補助者雇上強化事業【拡充＋事項要求】

地域の実情に応じて、感染症対策の徹底を図り保育を継続的に実施し、増大する業務量に対応できるよう、保育士の補助を行う保育補助者の配置を支援する。

保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※

定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※

※保育士確保が困難な地域

##### (5) 保育体制強化事業【事項要求】

##### (6) 保育士修学資金貸付等事業【事項要求】

#### 2. 保育の受け皿整備 767億円(令和2年度予算767億円)

(1) 保育所等整備交付金【拡充】 638億円(令和2年度予算638億円)

(2) 保育所等改修費等支援事業【拡充】 保育対策総合支援事業費補助金394億円(令和2年度予算394億円)の内数

3. 保育人材確保のための総合的な対策【145億円＋事項要求】

＜保育人材の確保＞ 保育対策総合支援事業費補助金 394 億円（令和 2 年度予算 394 億円）の内数

- (1) 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】再掲
- (2) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】
- (3) 保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】
- (4) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】
- (5) 保育士資格取得支援事業
- (6) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- (7) 保育士試験追加実施支援事業
- (8) 保育人材等就職・交流支援事業
- (9) 潜在保育士再就職支援事業

＜保育士の質の向上と保育人材確保のための研修＞ 保育対策総合支援事業費補助金 394 億円（令和 2 年度予算 394 億円）の内数

- (1) 保育士等キャリアアップ研修事業
- (2) 保育の質の向上のための研修事業
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (4) 多様な保育研修事業

4. 多様な保育の充実 115 億円＋事項要求（令和 2 年度予算 70 億円）

- (1) 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- (2) 広域的保育所等利用事業【拡充】
- (3) 家庭支援推進保育事業【拡充】
- (4) 新たな待機児童対策提案型事業【拡充】
- (5) 保育利用支援事業（入園予約制）
- (6) 3 歳児受入れ等連携支援事業
- (7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- (8) 民有地マッチング事業
- (9) 保育所等における要支援児童等対応推進事業
- (10) 待機児童対策協議会推進事業

5. 認可外保育施設の質の確保・向上 29 億円（令和 2 年度予算 29 億円）

「子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）」 ※内閣府予算

1. 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

16,383 億円※「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）等を踏まえ、予算編成過程で検討。（令和 2 年度予算 16,383 億円）

2. 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

2,273 億円（令和 2 年度予算 2,273 億円）

## 保育所等が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施するための支援

【新型コロナウイルス感染症要望枠（事項要求）】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費や、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費や、増大する業務量に対応した保育士の補助を行う保育補助者等の配置を支援する。

さらに、生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

### 1. 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援



#### <保育環境改善等事業>

(1) 保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

(2) 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

※補助基準額：1施設当たり 500千円以内 補助割合：10/10

### 2. 保育人材の確保

#### <保育士・保育の現場の魅力発信事業>

・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援を行うために必要な経費

※補助基準額：1自治体当たり 5,599千円 補助割合10/10



#### <保育所等におけるICT化推進等事業>

・保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等支援

※補助基準額：ICT等 1施設当たり 1,000千円、オンライン研修 1自治体当たり4,000千円 補助割合1/2

#### <保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業>

・感染防止対策の徹底により増大する業務量に対応した保育士の補助を行う保育補助者等の配置

※補助基準額：保育補助者 1施設当たり年額 2,333千円～6,222千円 補助割合3/4  
保育体制強化 1施設当たり月額 100千円～145千円 補助割合1/2

#### <保育士修学資金貸付等事業>

・生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

28

## 保育環境改善等事業【事項要求】

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度概算要求：394億円の内数＋一部事項要求（令和2年度予算：394億円の内数））

#### 【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

#### 【対象事業】

##### 1. 基本改善事業（改修等）

###### ① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

###### ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

##### 2. 環境改善事業（設備整備等）

###### ① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

###### ② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

###### ③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

###### ④ 安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

＜拡充＞ 新型コロナウイルス感染症対策として、都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を追加する。

###### ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

###### ⑥ 緊急一時預かり推進事業：緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

###### ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間帯に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

#### 【補助基準額】

- |                  |        |                          |
|------------------|--------|--------------------------|
| 1. 基本改善事業        | 1事業当たり | 7,200千円                  |
| 2. 環境改善事業（①～③、⑤） | 1事業当たり | 1,029千円、④ 1施設当たり 500千円以内 |
|                  | （⑥、⑦）  | 1施設当たり 32,000千円          |

#### 【補助割合】

2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 国:10/10 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2  
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

29

## 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度概算要求：事項要求・新規)

**【事業内容】**

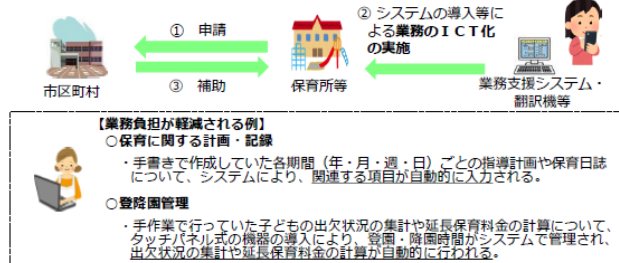
- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

**【実施主体】** 都道府県、市区町村

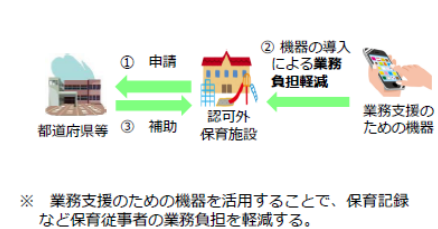
- 【補助基準額】**
- |  |           |   |          |         |       |
|--|-----------|---|----------|---------|-------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり    | 1,000千円                                   | 翻訳機等の購入  | 1施設当たり  | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり    | 200千円                                     |          |         |       |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |           |   |          |         |       |
|  | ① 1自治体当たり | 8,000千円                                   | ② 1施設当たり | 1,000千円 |       |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり   | 4,000千円                                   |          |         |       |
| (5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化                     | 総額        | 49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |          |         |       |

- 【補助割合】**
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
- \* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
  - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

**(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入**



**(2) 認可外保育施設における機器の導入**



31

## 保育補助者雇上強化事業【拡充】

(令和3年度概算要求：事項要求(令和2年度予算：394億円の内数))

**【事業内容】**

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

**【実施主体】** 市区町村

**【補助基準額】**

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※  
※保育士確保が困難な地域

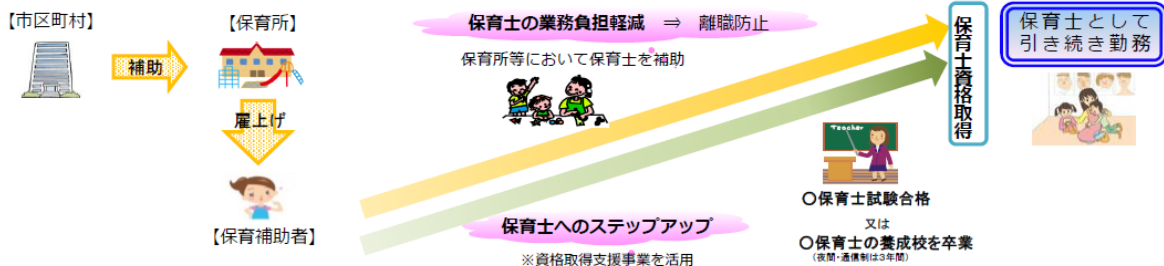
**【保育補助者の要件】**

保育所等での実習等を修了した者等

- ＜要件撤廃＞
- 【現行】 保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること
  - 【撤廃理由・見直し後】 事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

**【補助割合】**

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



32



## 保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度概算要求：394億円の内数)

### 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】 子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村（（参考）令和2年度の実施主体）

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

<要件撤廃&対象者の年数の見直し> ※見直しについては、予算編成過程において修正される可能性がある。

【現行】 採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※以下の場合、5年以内の常勤の保育士

- 直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村
- ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内

【見直しの考え方】 要件を撤廃し、対象者の年数が予見可能となることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。

【見直し後】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士とする。

※ 令和2年度に事業の対象だった者で、引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用する経過措置を設定。

### 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

38

## ◆「社会福祉を支える皆様へ」（ビデオメッセージ）の配信開始（全国社会福祉協議会）

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、全国の福祉現場では、日夜、福祉従事者が福祉サービスの利用者の皆様を支えています。

とくに新型コロナウイルス禍のもとで、感染症への予防対策とともに、福祉の支援を必要とする高齢者や障害のある人びと、子どもたち、そして生活に困窮する方々に支援を継続していくための新たな支援のあり方が問われています。

このような時にあって、全国のエッセンシャルワーカーの皆様にも、全国社会福祉協議会および関係大臣から、心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

### ■全国社会福祉協議会ホームページ

<https://www.shakyo.or.jp/>

### ■全国社会福祉協議会ホームページ ビデオメッセージのページ

[https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen\\_video.html](https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen_video.html)



# ◆「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第七報）」（厚生労働省）

令和2年9月15日、厚生労働省は標記Q&Aを加筆・修正し、都道府県・指定都市・中核市保育主管部局に対し発出しました。

加筆・修正された項目は下記（修正箇所は下線部）のとおりです。

(全国保育協議会事務局抜粋)

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&Aについて（第七報）

(感染症の予防について)

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。

- まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください。）。(※2)

定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助しています。布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付事務連絡）」でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※3）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。

(※1) 『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

(※2) 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(※3) 厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

問 17 新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

【中略】

○ 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。(なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)

【中略】

(※3) WHOとUNICEFによる子どものマスク着用に関するガイダンス

[https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC\\_Masks-Children-2020.1](https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1)

内容の詳細は下記ホームページの「72」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 『保育の友』 8・9月号のご案内 (全国社会福祉協議会 出版部)

### ▼特集▼ 働き続けるための良好な人間関係づくり

保育現場における仕事内容の複雑化・高度化に加え、保護者や地域とかかわる場面の増加などにより、保育者の心身への負担は大きくなっています。いきいきと保育の仕事をするためには、理念の共有化やコミュニケーションの活性化、チームで業務をカバーする体制づくりとその基盤となる人間関係づくりを心がける必要があります。

職場における良好な人間関係をつくり、職員一人ひとりがいきいきといつまでも保育の仕事が続けられるための方法について考えます。(2020年8月発行 定価本体581円-税別-)

【論文】保育士が意欲的・継続的に働くことのできる働きやすい職場とは  
塩谷 香 (國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授)

【実践レポート1】情報共有の大切さ～相互的コミュニケーションから生まれる安心～  
三浦 理恵 (千葉県・社会福祉法人さわらび福祉会 さわらびドリームこども園 園長)

【実践レポート2】大規模保育園の人間関係づくり  
中島 章裕 (愛知県・幼保連携型認定こども園 明照保育園 理事長・園長)  
※全国保育協議会 協議員

【実践レポート3】職員のチームワークの醸成～一人ひとりが大切な人財～  
蒲池 房子 (長崎県・社会福祉法人松風会理事、幼保連携型認定こども園 清華こども園 園長)

■書籍のお申し込みはコチラ「福祉の本 出版目録」[https://www.fukushinohon.gr.jp/\\_surl/245](https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/245)